

# 阿賀野市過疎地域新規就農支援事業 募集案内

阿賀野市笹神地区で、将来の農地の担い手として新規就農を目指し、研修を受ける方に生活の支援を行います。



阿賀野市農林課

令和5年4月1日

## 1 阿賀野市過疎地域新規就農支援事業について

過疎地域の農業従事者の高齢化が急速に進行し、将来の農地の担い手不足が深刻な課題となっていることから、次世代を担う農業者の確保と育成が重要になっていきます。そのため、就農を希望し、研修を行うものに対して資金を交付することにより、地域の活性化に資する人材の育成を図ります。

## 2 補助対象者について

補助対象者は以下の全てを満たす方です。

- (1) 阿賀野市笹神地区で研修を受け、同地区で就農する意思を有しており、研修終了後1年以内に新規就農すること。
- (2) 補助金の申請時において、転入後1年以内であること又は本市に居住する意思を有していること。
- (3) 就農日の年齢が50歳未満であること。
- (4) 3親等以内に本市で農地を所有又は耕作している者がいないこと。
- (5) 研修期間中に一定の時間以上の研修を行い、就農に必要な技術や知識を習得すること。
- (6) 研修内容が以下のいずれかに該当すること。
  - ア 有機米、トマト、えんだま(枝豆)、柿又は笹神なすのいずれか1品目以上の生産を開始する目的で研修を行うこと。
  - イ 笹神地区で作成された「中山間地域の集落機能維持発展計画」において、地域の担い手となるための研修であること。
  - ウ その他、地域の活性化に繋がる研修内容と市長が認めるもの。
- (7) 研修受入先と常勤の雇用契約を締結していないこと。
- (8) 研修終了後に独立・自営就農する場合は、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。
- (9) 前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。)全体の所得金額が600万円以下であること。(所得金額が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認められる場合は対象になります。)

## 3 交付金額及び交付期間について

- (1) 交付金額 月額125,000円
- (2) 交付期間 最長1年間

## 4 申請手続き等について

補助金の申請には以下の書類をご提出ください。

- (1) 阿賀野市過疎地域新規就農支援事業補助金交付申請書
- (2) 研修実施計画書
- (3) 履歴書
- (4) 申請者概要書
- (5) 前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)
- (6) 身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)

## 5 選考方法について

ご提出いただいた申請書類により、有識者で構成する選考委員会において選考を行います。選考委員会の際、面接審査を行う場合があります。その場合は別途お知らせいたします。

## 6 補助金の返還について

研修を途中で中止した場合や、新規就農しても5年以内に離農した場合など、以下の場合は補助金を全額返還していただきます。

- (1) 研修期間中又は新規就農後5年以内に農業を中止した場合。
- (2) 研修受入先で適切な研修を行っておらず、就農に必要な技術や知識の習得が望めないと市が判断した場合。
- (3) 研修終了後1年以内に本市に移住し、新規就農しなかった場合。
- (4) 研修終了後に独立・自営就農した者が1年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。
- (5) 研修終了後5年間の就農状況報告を提出しなかった場合。
- (6) 虚偽の申請等を行った場合。

## お問い合わせ

新潟県阿賀野市岡山町 10 番 15 号  
阿賀野市役所 農林課 農林企画係  
電話：0250-62-2510（内線 2676）  
メール：norin@city.agano.niigata.jp